

ご旅行条件書

本旅行条件書は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び同法第12条の5による契約書面の一部となります。お申込みの際には必ずお読みください。

ここに記載する旅行は株式会社シエラガイドツアー(大阪府大阪市北区梅田2丁目5番8号 大阪府知事登録旅行業第二種—2604号 以下「当社」と言います)が企画・募集をして実施するもので、参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

募集型企画旅行の内容は本旅行条件書、パンフレット、旅行日程表、当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部 以下「約款」と言います)などによります。

1. 旅行のお申込み及び契約の締結
お申込みはお電話、FAX、メール、ご来店にてお受けいたします。旅行契約は当社所定の旅行申込書(必要事項を記入)と申込金を受理した時に締結いたします。旅行申込書は受付後に郵送またはお渡しいたします。

2. 旅行代金のお支払い
旅行代金の20%のお申込金または旅行代金の全額を当社指定の銀行口座へお振込み(振込手数料はお客様のご負担となります)していただくかご来店にてお支払いください。旅行代金の残額は旅行開始日前日から起算して10日前までにお支払いください。お申込金は旅行代金又は取消料もしくは違約料の一部として取り扱います。

3. 旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊、食事料金、観光料金、添乗員及び登山など専門ガイドの同行費用等。これらの費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しの対象となりません。

4. 旅行代金に含まれないもの(一部例示)
前項3に記載した以外のものは旅行代金に含まれません。下記にその一部を例示いたします。

- ①送機関の超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超えるものについて)
- ②リーニング代、電報・電話代、その他追加飲食代などの個人的諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。
- ③宅と集合・解散場所間の交通費、宿泊費。
- ④女別相部屋以外の一人部屋などを使用する場合の追加料金。
- ⑤社に個人的に依頼した場合や別行動をした場合の諸費用。
- ⑥疾病に関する医療費。

5. 最少催行人数
各コースに特に明示していない場合は15名

6. 催行中止
最少催行人数に満たない場合は催行中止にする場合がございます。その時、宿泊は旅行開始日の前日から起算して13日前まで、日帰りは3日前までご連絡をいたします。

7. 取消料
お申込み後、お客様の都合で参加を取り消される場合は下記の取消料をお支払いいただきます。なお、お取消しの連絡は当社の営業時間内のみお受けいたします。

【宿泊旅行】

旅行契約の解除期日	
旅行開始日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して20日前～8日前	旅行代金の20%
旅行開始日から起算して7日前～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後	旅行代金の全額

【日帰り旅行】

旅行契約の解除期日	
旅行開始日の前日から起算して11日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して10日前～8日前	旅行代金の20%
旅行開始日から起算して7日前～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後	旅行代金の全額

下記の場合は取消料をお支払いすることなくご参加を取り消すことができます。(一部例示)

- ①旅行開始日または終了日の変更(天災、気象条件による変更を除く)。
- ②入場する観光地、観光施設、その他目的地の変更(天災、気象条件による変更を除く)。
- ③運輸機関の種類または運送会社の変更。
- ④宿泊施設の種類または等級のより低いものへの変更。
- ⑤旅行代金が増額された場合。
- ⑥当社の責に帰すべき事由により、旅行の実施が不可能になった場合。

8. 旅行内容、旅行代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむをえない時は、あらかじめ速やかに当該事由が関与し得ない理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない場合は変更後に説明いたします。そして、その変更に伴い旅行代金を変更する場合があります。また、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより大幅に改定された場合はその差額分だけを変更いたします。この場合は旅行開始日の前日から起算して14日前までに通知いたします。

9. 当社による旅行契約の解除
当社は下記の場合において、お客様に理由を説明して募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- ①当社がパンフレットに記載した最少催行人数に満たない場合。その時は旅行開始日前日から起算して宿泊が13日前まで、日帰りが3日前までにご連絡をいたします。
- ②お客様が指定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合(この場合は取消料に相当する違約料をお支払いいただきます)。
- ③お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行社の条件を満たしていないことが判明したとき。
- ④お客様が病気その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ⑤お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれが認められるとき。
- ⑥スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きい時。
- ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となりまたは不可能となるおそれが極めて大きいとき。

10. お客様の交替
お客様は予め当社の承諾を得て交替することができます。その時は交替に要する所定の手数料を頂きます。

11. 旅程管理
当社は旅行者の安全かつ円滑な旅行実施を確保することに努力いたします。

12. 特別補償
当社は別紙特別補償規定で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いいたします。

13. 旅程保証
当社は契約内容の重要な変更が生じた場合には約款に定める変更補償金をお支払いいたします。

14. お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様から当社は損害の賠償を申し受け致します。

15. 確定書面(旅行日程表)
当社は確定した旅行日程、運送・宿泊機関などが記載されている確定書面を「旅行日程表」としてご出発の5日前までに交付いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算して7日目に当たる日以降にお申込みされた場合には旅行開始日当日までに交付いたします。

日帰りについてはパンフレットに記載されている旅行日程をもって「旅行日程表」とさせていただきます。

16. ご旅行条件・旅行代金の基準
このパンフレットに掲載の旅行条件・旅行代金は平成23年4月30日現在の交通機関の運賃、宿泊施設などの料金を基準としています。

17. 個人情報の取り扱いについて
当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き上必要な範囲内で利用させていただきます。

このほか、当社では旅行保険など旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社の商品やキャンペーンのご案内のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

また、当社はツアー登山中の万一の遭難事故に備え、登山口の所轄警察署等へお客様の個人情報を登山計画書とともに提供いたします。

18. 募集型企画旅行契約約款
この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。

当社旅行業約款は当社ホームページ <http://www.sierraguide.co.jp> からご覧になれます。

19. その他

- ①当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ②コースによりましては集合場所が2か所設定されています。その場合は最初の集合場所を出発して次の集合場所に到着するまでお客様だけでお待ちしていただく場合がございます。
- ③催行中止になったツアーにお申込みのお客様に対して別な形態でのプランをご提案させていただく場合がございます。
- ④パンフレットの各コース旅行日程の記号について
＝ はバス、タクシーなど
— は鉄道、船舶 記載例 —(JR)— —(フェリー)— など
✈ は飛行機
--- は徒歩

山岳保険について

お客様ご自身でのご加入が原則です。ただし、未加入の方はご相談を承ります。登山におきましては遭難捜索費用が補償される山岳保険への加入をお勧めまたは義務付けしております。

旅行条件作成日 平成23年4月30日
株式会社シエラガイドツアー
一般社団法人日本旅行業協会正会員
募集型企画旅行契約国内旅行